

10 作成の経過

(1) 伊勢原市文化財保存活用地域計画作成の経過

内容	期間	結果
第1回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年7月27日	
第2回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年9月30日	
第3回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年11月27日	
第4回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年12月23日	
市民団体向け説明会の開催	令和2年10月21日から 令和2年11月13日まで	出席者 計41名
庁内意見照会の実施	令和3年2月1日から 令和3年2月5日まで	5組織 26件
パブリック・コメントの実施	令和3年2月15日から 令和3年3月14日まで	3人 12件
伊勢原市文化財保護審議会への諮問・答申	令和3年3月23日	出席者6名
伊勢原市教育委員会定例会への議案の上程・議決	令和3年3月25日	

(2) 伊勢原市文化財保存活用地域計画協議会の協議内容

協議会	開催日	内容
第1回作成協議会	令和2年7月27日	【協議事項】 1 正副会長の選出 2 地域計画の概要について 3 地域計画の作成手続きについて 4 地域計画の作成スケジュールについて 5 地域計画の構成について
第2回作成協議会	令和2年9月30日	【協議事項】 1 文化財の保存・活用に関する方針 2 文化財の保存・活用に関する取組
第3回作成協議会	令和2年11月27日	【協議事項】 1 地域計画案についての検討 第1章、第2章及び第5～7章の内容確認
第4回作成協議会	令和2年12月23日	【協議事項】 1 地域計画案についての検討 第3章、第4章及び全体の内容確認 2 文化庁への申請に向けた取組

(3) 伊勢原市文化財保存活用地域計画市民団体向け説明会の開催経過

対象市民団体	開催日	場所	団体出席人数
ISEHARA・おもてなし隊	令和2年10月21日	伊勢原市 市民活動サポートセンター	出席者8名 【会員12名】
伊勢原郷土史研究会	令和2年10月28日	伊勢原市立中央公民館	出席者6名 【会員25名】
伊勢原市文化財協会	令和2年11月4日	伊勢原市役所 親睦会会議室	出席者7名 【会員47名】
雨岳ガイドの会	令和2年11月5日	雨岳文庫 史料館	出席者12名 【会員14名】
アド・おおやまみち	令和2年11月13日	伊勢原市 市民活動サポートセンター	出席者8名 【会員8名】

(4) パブリックコメントの実施結果

意見募集期間 令和3年2月15日（月）～令和3年3月14日（日）

提出意見 12件（3人）

意見の要旨及び市の考え方 次表とおり

【対応区分】

A：計画案に反映されているもの B：意見を踏まえ、計画案の修正を検討するもの

C：意見として承ったもの

No.	箇所	意見の要旨	区分	市の考え方
1	第2章 3 歴史的背景 (3) 災害史	・2段落目で江戸時代（宝永4年）の富士山噴火と元禄16年の地震による被害についての記述があるが、表記は古いものから時代順に元禄16年→宝永4年とするのが良い。	B	御意見を踏まえ、年代順に記載するように修正しました。
2	第3章 3 歴史的まとめとしての文化財	・市による常設の文化財展示施設が無い中、長年にわたり三ノ宮地区の文化財を保存・活用してきた三宮郷土博物館に関して、これまでの経緯や、今後の連携のあり方などについて言及されるべきではないだろうか。	B	御意見を踏まえ、三之宮比々多神社所蔵の文化財と文化財保護の取組について記載を追加しました。
3	第3章 4 文化財リスト 表15 民俗文化財 (無形 まつり)	・「どんど焼き」について、員数が10件とあるが、伊勢原市内では数十の自治体でどんど焼きが行われているため、この表記では誤解が生じるのではないかと。 ・表中に「廻り地蔵」の記載が無いが、記載しないのか。	B	御意見を踏まえ、「どんど焼き」の員数について表現を修正しました。 「廻り地蔵」については、記載を追加し、「どんど焼き」と合わせて「民俗文化財（無形 風俗慣習）」とし、表を独立させました。

No.	箇所	意見の要旨	区分	市の考え方
4	第3章 4 文化財リスト 表 17 記念物(史跡)	・表には埴面古墳・登尾山古墳・松山古墳その他小規模な古墳群など現存の古墳も含められると思う。 鎧塚古墳群は、1号墳以外にも残っており、群集墳や横穴墓群については、群としての保存・活用を考慮して欲しい。	B	御意見を踏まえ、御指摘の古墳についてリストに追加しました。 鎧塚古墳群に限らず、古墳群、横穴墓群など、群として現存しているものについては、まとまりで評価し、保存、活用を図っていきます。
5	第3章 4 文化財リスト 表 18 記念物(天然記念物)	・「大山阿夫利神社のカシワ」のほかに「大福寺の大クスノキ」や「宝城坊の二本杉」は記載しないのか。 ・伊勢原市保存樹木や樹林については、記載しないのか。	B	このリストは未指定の文化財を対象としており、「大福寺の大クスノキ」と「宝城坊の二本杉」は県指定文化財であるため、「第3章 1 指定・登録文化財 (2) 県指定文化財」の「表4」に掲載しています。 また、伊勢原市保存樹木等については「表18」に樹種と員数を追加して掲載しました。
6	第4章 3 テーマによる文化財のまとめ 表 20 伊勢原市域のテーマ別文化財群	・市内には国史跡・伊勢原八幡台石器時代住居跡、市史跡・下谷戸縄文遺跡環状列石及び住居跡を含む多数の縄文遺跡があります。これを踏まえ、関連する内容を拡充し、62ページのテーマ別文化財群に縄文文化を加えて欲しい。	C	御意見として承ります。 御指摘のとおり、伊勢原市にとって縄文時代は、市域に人々が初めて定住し、大山への信仰が芽生えた時代として重要です。現在進行中の広域幹線道路の発掘調査成果を踏まえて、テーマとしての取扱いについて検討していきます。
7	第5章 3 文化財保存の現状と課題 (2) 文化財保存の課題	・「エ 文化財所有者が抱える課題」では、資金の確保が重い課題とされていることから、「保存に関する課題の整理」の中でも「資金確保」について明確に言及すべきである。	B	御意見を踏まえ、第5章 3 文化財保存の現状と課題の「保存に関する課題の整理」に、資金確保についての記載を追加しました。
8	第6章 1 基本理念	・基本理念の中に「まちづくり」の記載があるが、ソフト面に対する言及が主である。しかし、利便性や人間の生活都合が優先され、必ずしも景観や文化財を含めた都市環境に良い影響があるとは限らないハード面についても言及し、コスト中心でなく、バリューを中心にしたまちづくりの考え方を共有すべきではないだろうか。	C	御意見として承ります。 文化財をまちづくりに活かしていくためには、御指摘のとおりハード事業も含まれると考えますが、本計画の作成に際して、御意見のような考え方の検討までは至りませんでした。今後の課題とさせていただきます。
9	第6章 図 16 文化財保護に関する取組方針の体系	・図 16 の体系の図は、「3 文化財調査に関する方針」の前に配置した方がわかりやすい。	B	御意見を踏まえ、図 16 を「2 施策展開に当たっての考え方」と合わせた位置に配置しました。

No.	箇所	意見の要旨	区分	市の考え方
10	第6章 5 文化財活用に関する方針	・「第5章 4 文化財活用の現状と課題 (2) 文化財活用の課題 ア 活用の基本」の記載にある「文化財の保存と活用の両立」は、活用方針の根底となるものであり、89ページ以降の「第6章 5 文化財活用に関する方針」にも大原則の要素として読み取れるようにすべきである。	B	御意見を踏まえ、「第6章 5 文化財活用に関する方針」に、文化財の保存と活用のバランスを図り、保存に影響のない活用方法の検討について、記載を追加しました。
11	第6章 6 人材育成に関する方針	・方針に「人材育成」が追加されたことは重要な視点であると共感した。文章中で、人材の「流入」あるいは「発掘」を含めて関わる人材を増やす視点について触れているので、91ページの《人材育成に関する方針》にもその要素を追記するとよい。	A	御指摘の「人材を増やす視点」については、文化財に関わる人材を養成し、多くの人の手で文化財を継承していくための「人材育成」に含めて考えています。
12	第7章 5 全体に関わる重要な取組 (2) 施設整備に関する取組	・本案ではこれまで調査が進んできた石造物、社寺建築、行事、古文書などがリスト化されており、それらの保存・活用を積極的に推進することで、文化遺産の多い街としての認識がさらに向上するものと思われる。 ・こうした成果を目に見える形で恒常的に市民・観光客に提示するためにも、長年の懸案である「活用拠点の確保」、「拠点施設整備」は具体的な成果につなげていただきたい。	C	御意見として承ります。 御指摘のとおり、拠点施設の整備は本市の文化財保護にとって大きな課題であると認識しています。 そうした中で、社会情勢や行政全体の課題を踏まえて、総合的に検討した結果、本計画では、長期的な課題として取り組んでいくことを表記しました。

(5) 伊勢原市文化財保護審議会委員名簿

区分	氏名	経歴	専門
会長	鈴木 良明	鎌倉国宝館館長 市史編集委員会委員長	宗教史
副会長	川島 敏郎	市史ダイジェスト版刊行委員会委員	中・近世史
委員	永井 治子	三之宮比々多神社名誉宮司 市史編さん委員会会長	郷土史
委員	佐藤 健	おゝすみ山荘先導師 市史ダイジェスト版刊行委員会委員	郷土史
委員	山本 勉	清泉女子大学教授 文化審議会文化財分科会第一専門調査会委員	彫刻史

区 分	氏 名	経 歴	専 門
委員	北條 芳隆	東海大学教授	考古学
委員	上野 勝久	東京芸術大学教授	建築史

(6) 伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	役 職
会長	鈴木 良明	伊勢原市文化財保護審議会	会長
副会長	目黒 仁	宗教法人 大山阿夫利神社	代表役員
委員	永井 治子	宗教法人 比々多神社	名誉宮司
委員	篠宮 聖尚	宗教法人 大山寺	代表役員
委員	清水 義仙	高部屋みどりの郷振興会	会長
委員	内藤 京介	宗教法人 宝城坊	代表役員
委員	櫻井 勇	伊勢原市歴史文化遺産活用実行委員会	会長
委員	石川 節治	比々多観光振興会	副会長
委員	武田 安司	大山先導師会旅館組合	組合長
委員	石塚 京子	伊勢原市社会教育委員会議	委員
委員	志村 功	一般社団法人 伊勢原市観光協会	事務局長
委員	安藤 隆幸	伊勢原市商工会	事務局長
オブザーバー	谷口 肇	神奈川県教育委員会教育局 生涯学習部文化遺産課	グループリーダー
オブザーバー	有吉 俊憲	神奈川県教育委員会教育局 生涯学習部文化遺産課	主任主事
オブザーバー	成田 勝也	伊勢原市 企画部経営企画課	課長
オブザーバー	大町 徹	伊勢原市 企画部広報戦略課	課長
オブザーバー	小菅 賢一	伊勢原市 経済環境部商工観光課	課長
オブザーバー	飯田 裕一	伊勢原市 都市部都市政策課	参事兼課長

(7) 事務局 教育委員会教育総務課

職名	氏名	職名	氏名
教育長	鍛代 英雄 (R3.3.31 まで) 山口 賢人 (R3.4.1 から)	文化財係長	井出 智之
教育部長	谷亀 博久	同 主査	小泉 清佳 (R3.3.31 まで)
参事兼 歴史文化担当課長	立花 実	同 主事	葉山 貴史
		同 主事	高坂 麻里 (R3.4.1 から)
		同 主事	小笠原 理帆

(8) 伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会

伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条及び伊勢原市文化財保護条例（平成25年伊勢原市条例第13号）第3条に基づき、市域に所在する文化財の適正な保存・活用等を進めるため作成する伊勢原市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）に広範な意見を反映させるとともに、今後における文化財の継承と発展的活用に向けたネットワーク構築を目的として、伊勢原市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域計画の作成に当たり意見を述べること。
- (2) 今後の文化財保護・活用等に対し意見を述べること。
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 伊勢原市文化財保護審議会委員
- (2) 文化財に関し、識見を有する者
- (3) 文化財保護・活用に関連する市民団体及び企業の代表者等
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 オブザーバーとして市長部局及び神奈川県教育委員会の職員に会議への出席をもとめるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地域計画が作成され、文化庁長官の認定を受けるまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提供を求めることができる。

(報償)

第7条 委員へ支払う報償の金額は、伊勢原市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和49年伊勢原市条例第21号)第2条の文化財保護審議会の定めに基づる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、文化財主管課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。